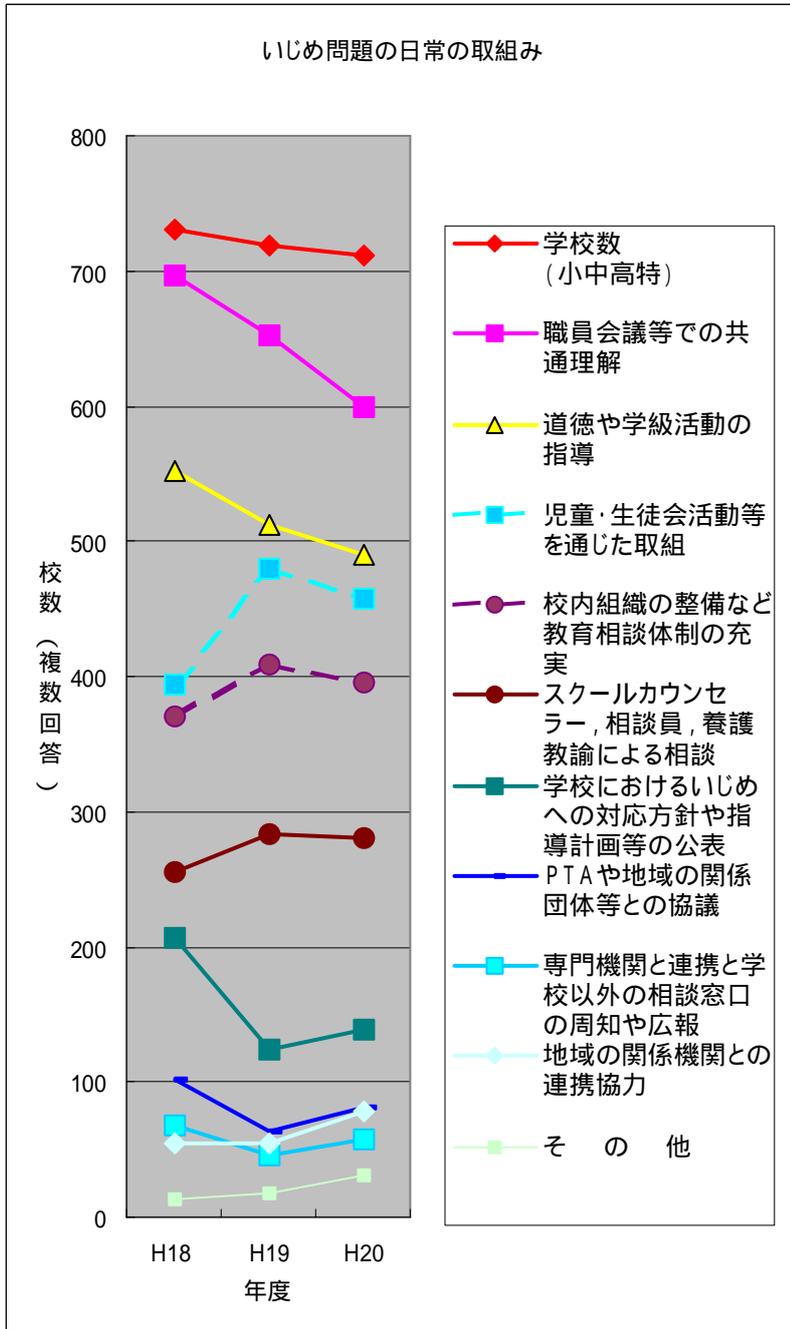


「いじめを理解する」



平成 20 年度の問題行動等調査の「いじめ問題の日常の取組」では、スクールカウンセラー等との連携、保護者・地域社会への指導方針の公開、PTAとの連携などが増えている一方で、「職員会議等での職員間の共通理解」の取組が減少しています。

平成 18 年度に見直された「いじめの定義」や「認知」の考え方などをもう一度確認したいものです。

※ 実務事情に配慮された目的以外の使用・転載・複製を禁じます。

「いじめに関する校内研修ツール」

- ・自己点検シート
- ・点検内容の解説
- ・研修会アンケート

※ 担当者の指示があるまで、中の資料を開かないでください。

※ このツールを用いた研修は、
①「自己点検シート」・「点検内容の解説」を用いた個別の作業
②グループや全体での話し合い活動
③「研修会アンケート」の記入
の3つから構成されます。

※ ①～③のいずれの作業も、担当者の指示に従って進めていただきます。

※ 担当者の指示があるまで、お持ちください。

国立教育政策研究所 生徒指導研究センター

国立教育政策研究所作成の「いじめを理解する」では、職員一人ひとりがアンケートに答えながらいじめ問題に対する自己点検や共通理解ができるようになっています。
<http://www.nier.go.jp/shido/centerhp/ijimetool/ijimetool.htm>

いじめの定義

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立つて行うものとする。「いじめ」とは、「当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの。」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

不適応対策に係る情報を発信していきます。不適応対策指導の参考に活用していただければ幸いです。
岩手県教育委員会事務局学校教育室生徒指導担当 (019-629-6145)
<http://www.pref.iwate.jp/list.rbz?nd=1813&ik=3&pnp=86&pnp=1779&pnp=1813>